

自家用電気工作物に係る手続きのご案内

—電気事業法に基づく保安規程、主任技術者の届出等について—

平成24年12月
経済産業省商務情報政策局
商務流通保安グループ電力安全課

0. 自家用電気工作物について

「ご存じですか？」

「電力会社から600ボルトを超える電圧で受電する電気設備」や「一定出力以上の発電設備」等は、「自家用電気工作物」として電気事業法の規制を受け、国への手続き等が必要となります。

→詳細は、2ページ **1. 自家用電気工作物とは** 及び
2. 自家用電気工作物に係る保安規制 をご覧下さい。

「主な手続きは次の2つです。」

1. 設置者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するために保安規程を定め、国に届け出ること

→詳細は、3ページ **3. 保安規程について** をご覧下さい。

2. 設置者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるために電気主任技術者を選任し、国に届け出ること

→詳細は、4ページ **4. 電気主任技術者について** をご覧下さい。

「お問い合わせはこちらまで」

制度や手続きに関するお問い合わせは、最寄りの産業保安監督部又は商務流通保安グループまで、お問い合わせ下さい。

→連絡先、管轄区域は、10ページ **6. 問い合わせ先** をご覧下さい。

電気設備は、取扱いを誤ると感電、火災等の事故を引き起こす危険性を持っています。
それらの事故を未然に防ぐためにも、この案内をご覧いただきまして、必要な手続きを行っていただきますようお願ひいたします。

1. 自家用電気工作物とは

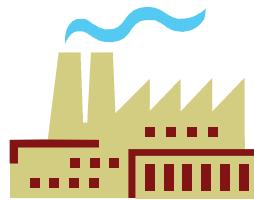
自家用電気工作物とは、電気事業法第38条において、「電気事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物」と定義されており、具体的には、次のようなものが該当します。

(ビル、工場、建設現場等の電気設備)

- ・電力会社等から600Vを超える電圧で受電して電気を使用する設備
- ・発電設備（次の小出力発電設備を除く。）とその発電した電気を使用する設備

※小出力発電設備とは次のとおり

- (1)出力50kW未満の太陽電池発電設備
- (2)出力20kW未満の風力発電設備
- (3)出力20kW未満及び最大使用水量 $1\text{m}^3/\text{s}$ 未満の水力発電設備(ダムを伴うものを除く。)
- (4)出力10kW未満の内燃力を原動力とする火力発電設備
- (5)出力10kW未満の燃料電池発電設備
(固体高分子型のものであって、燃料・改質系統設備の最高使用圧力が0.1MPa(液体燃料を通ずる部分にあっては、1.0MPa)未満のものに限る。)



2. 自家用電気工作物に係る保安規制

自家用電気工作物を設置する者（以下「設置者」という。）は、公共の安全の確保及び環境の保全を図るために、設置者自らが自己責任のもとに電気の保安を確保する義務があり、電気事業法の規定により、次のことを行う必要があります。

①自家用電気工作物の維持／技術基準適合維持（電気事業法第39条）

設置者は、自家用電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持すること。

②保安規程の制定、届出、遵守（電気事業法第42条）

設置者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するために保安規程を定め、国に届け出ること。また、設置者及びその従業者は、保安規程を守ること。

③電気主任技術者の選任、届出（電気事業法第43条）

設置者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるために電気主任技術者を選任し、国に届け出ること。

※一定規模以上の水力発電所や火力発電所については、電気主任技術者以外の主任技術者も選任する必要があります。

※このほか、電気事故が発生した場合は事故報告、廃止した場合は廃止報告、受電電圧1万V以上の需要設備、ばい煙発生施設等を設置する場合は工事計画の事前届出等を行う必要があります。

3. 保安規程について

保安規程は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、設置者が定めるルールです。設置者及びその従業者は、保安規程を守らなければなりません。

設置者は、保安を一体的に確保することが必要な自家用電気工作物の組織ごとに保安規程を定める必要があります。一体の組織ですので、会社単位又は支店、工場等の事業場単位で作成することになります。

保安規程には、主に次の項目について具体的に定める必要があります。

(電気事業法施行規則第50条第4項)

- ・電気工作物の工事、維持又は運用に関する業務を管理する者の職務及び組織に關すること。
- ・電気工作物の工事、維持又は運用に從事する者に対する保安教育に關すること。
- ・電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視・点検及び検査に關すること。
- ・電気工作物の運転又は操作に關すること。
- ・発電所の運転を相当期間停止する場合における保全の方法に關すること。
- ・災害その他非常の場合に採るべき措置に關すること。
- ・電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安についての記録に關すること。
- ・その他、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に關し必要な事項。



上記によって作成した保安規程は、「保安規程届出書（様式は5ページ参照）」により国（産業保安監督部又は商務流通保安グループ）に届け出る必要があります。

また、届け出た保安規程に変更があった場合は、「保安規程変更届出書（様式は5ページ参照）」により国（産業保安監督部又は商務流通保安グループ）に届け出る必要があります。

4. 電気主任技術者について

電気主任技術者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるために、設置者が選任する有資格者です。自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければなりません。

設置者は、設備又は事業場ごとに電気主任技術者を次の①から③までのいずれかの方法により選任するか、あるいは④の方法により保安管理業務外部委託の承認を得る必要があります。

①有資格者選任（電気事業法第43条第1項、第3項）

電気主任技術者免状の交付を受けている人を電気主任技術者として選任することをいいます。この場合、「主任技術者選任又は解任届出書（様式は6ページ参照）」により国（産業保安監督部又は商務流通保安グループ）に選任したことを届け出ことになります。

②有資格者以外の選任（電気事業法第43条第2項）

電気主任技術者免状の交付は受けていないが、電気設備に関し一定の知識・技能を有する人（例えば、電気工事士免状を持っている人、工業高校の電気科で規定の科目を修めて卒業した人等）を電気主任技術者として選任することをいいます。この場合、「主任技術者選任許可申請書（様式は7ページ参照）」により国（産業保安監督部長又は経済産業大臣）の許可を得る必要があります。

③兼任（電気事業法施行規則第52条第3項ただし書き）

設置者が既にある自家用電気工作物の事業場の電気主任技術者として選任している者を別の自家用電気工作物の電気主任技術者として兼任させることをいいます。この場合、「主任技術者兼任承認申請書（様式は8ページ参照）」により国（産業保安監督部長又は経済産業大臣）の承認を得る必要があります。

④保安管理業務外部委託（電気事業法施行規則第52条第2項）

電気管理技術者（電気設備の保安業務を専門に行っている個人事業者）又は電気保安法人（電気設備の保安業務を行っている法人）に保安業務を委託することをいいます。この場合、「保安管理業務外部委託承認申請書（様式は9ページ参照）」により国（産業保安監督部長又は経済産業大臣）の承認を得る必要があります。

（注意）

自家用電気工作物に係る手続きは、自家用電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部（産業保安監督部長）に対して行いますが、設置の場所が二つ以上の産業保安監督部の管轄区域にある場合は、商務流通保安グループ（経済産業大臣）に対して行います。（管轄区域は10ページ参照）

5. 手続きの様式

○保安規程に係る届出（保安規程を作成した場合）

様式第 41（第 51 条関係）

保 安 規 程 届 出 書

年 月 日

殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名） 印

電気事業法第 42 条第 1 項の規定により別紙のとおり保安規程を定めたので届け出ます。

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

※上記様式のほか、以下の書類を添付して下さい。

- ・保安規程

○保安規程に係る届出（保安規程を変更した場合）

様式第 42（第 51 条関係）

保 安 規 程 変 更 届 出 書

年 月 日

殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

次のとおり保安規程を変更したので、電気事業法第 42 条第 2 項の規定により届け出ます。

変更の内容	
変更年月日	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

※上記様式のほか、以下の書類を添付して下さい。

- ・変更を必要とする理由を記載した書類

○電気主任技術者に係る届出（有資格者選任の場合）

様式第46（第55条関係）

主任技術者選任又は解任届出書

年　月　日

殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名） 印

次のとおり主任技術者の選任又は解任をしたので、電気事業法第43条第3項の規定により届け出ます。

主任技術者を選任又は解任した事業場の名称及び所在地			
選任した主任技術者	氏名及び生年月日		
	住 所		
	主任技術者免状の種類及び番号		
	主任技術者が主任技術者の職務以外の職務を行っているときは、その職務の内容		
	主任技術者の監督に係る電気工作物の概要		
	選 任 年 月 日		
解主任任せた技術者	氏名及び生年月日		
	住 所		
	主任技術者免状の種類及び番号		
	解 任 年 月 日		

- 備考
- 1 法附則第7項又は第8項の規定により法第44条第1項の主任技術者免状の交付を受けている者とみなされた者に係る場合は、その旨を主任技術者免状の種類及び番号の欄に記載すること。
 - 2 届出の内容が選任又は解任に限られるときは、それぞれ解任した主任技術者又は選任した主任技術者の欄を斜線により削除すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

○電気主任技術者に係る申請（有資格者以外の選任の場合）

様式第45（第54条関係）

主任技術者選任許可申請書

年　月　日

殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名） 印

電気事業法第43条第2項の規定により次のとおり主任技術者の選任の許可を受けたいので申請します。

主任技術者を選任する事業場の名称及び所在地	
選任する主任技術者	氏名及び生年月日 住 所
主任技術者の監督に係る電気工作物の概要	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

※上記様式のほか、以下の書類を添付して下さい。

- 選任を必要とする理由を記載した書類
- 選任しようとする者の事業用電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する知識及び技能に関する説明書
- 許可要件を満たす資格等を有していることを確認できる書類の写し（免状のコピー、卒業証明書及び単位取得証明書等）



○電気主任技術者に係る申請（兼任の場合）

様式第 44（第 53 条関係）（平 11 通産令 40・一部改正）

主任技術者兼任承認申請書

年　月　日

殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名） 印

電気事業法施行規則第 52 条第 3 項ただし書の規定により次のとおり主任技術者の兼任の承認を受けたいので申請します。

兼任させようとする主任技術者	氏名及び生年月日	
	住 所	
	主任技術者免状の種類及び番号	
選任しようとする事業所の名称及び所在地		
既に選任されて いる事業場	名称及び所在地	
	選任された期日	

備考 1 法附則第 7 項又は第 8 項の規定により法第 44 条第 1 項の主任技術者免状の交付を受けている者とみなされた者に係る場合は、その旨を主任技術者免状の種類及び番号の欄に記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

※上記様式のほか、以下の書類を添付して下さい。

1. 兼任を必要とする理由を記載した書類
2. 主任技術者の執務に関する説明書



○電気主任技術者に係る申請（保安管理業務外部委託の場合）

様式第43（第53条関係）

保安管理業務外部委託承認申請書

年　月　日

殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名） 印

電気事業法施行規則第52条第2項の規定により承認を受けたいので申請します。

主任技術者を選任しない事業場	名称及び所在地	
	電気工作物の概要	
委託契約の相手方	氏名及び生年月日 (名称)	
	住 所	
	主任技術者免状の種類及び番号	
委託契約を締結した年月日		

備考 1 主任技術者免状の種類及び番号の欄は、受託契約の相手方が法人である場合は、省略すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

※上記様式のほか、以下の書類を添付して下さい。

1. 委託契約の相手方（電気管理技術者、電気保安法人）の執務に関する説明書
2. 委託契約書の写し
3. 委託契約の相手方が電気事業法施行規則第52条の2の要件に該当することを証する書類



6. お問い合わせ先

名称・連絡先	管轄区域
北海道産業保安監督部 電力安全課 電話 : 011-709-1725	北海道
関東東北産業保安監督部 東北支部電力安全課 電話 : 022-221-4952	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県
関東東北産業保安監督部 電力安全課 電話 : 048-600-0387	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県のうち熱海市、沼津市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、駿東郡、富士郡（芝川町（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域に限る。）を除く。）
中部近畿産業保安監督部 電力安全課 電話 : 052-951-2817	長野県、愛知県、岐阜県（北陸産業保安監督署及び近畿支部の管轄区域を除く。）、静岡県（関東東北産業保安監督部の管轄区域を除く。）、三重県（近畿支部の管轄区域を除く。）
中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署 電話 : 076-432-5580	富山県、石川県、岐阜県のうち飛騨市（平成16年1月31日における旧吉城郡神岡町及び宮川村（昭和31年9月29日における旧坂下村の区域に限る。）の区域に限る。）、郡上市（平成16年2月29日における旧郡上郡白鳥町石徹白の区域に限る。）、福井県（近畿支部の管轄区域を除く。）
中部近畿産業保安監督部 近畿支部電力安全課 電話 : 06-6966-6047	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（中国四国産業保安監督部の管轄区域を除く。）、福井県のうち小浜市、三方郡、三方上中郡、遠敷郡、大飯郡、岐阜県のうち不破郡関ケ原町（昭和29年8月31日における旧今須村の区域に限る。）、三重県のうち熊野市（昭和29年11月2日における旧南牟婁郡新鹿村、荒坂村及び泊村の区域を除く。）、南牟婁郡
中国四国産業保安監督部 電力安全課 電話 : 082-224-5742	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県のうち赤穂市（昭和38年9月1日に岡山県和気郡日生町から編入された区域に限る。）、香川県のうち小豆郡、香川郡直島町、愛媛県のうち今治市（平成17年1月15日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び閑前村の区域に限る。）、越智郡上島町
中国四国産業保安監督部 四国支部電力安全課 電話 : 087-811-8587	徳島県、香川県（中国四国産業保安監督部本部の管轄区域を除く。）、愛媛県（中国四国産業保安監督部本部の管轄区域を除く。）、高知県
九州産業保安監督部 電力安全課 電話 : 092-482-5521	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
那覇産業保安監督事務所 保安監督課 電話 : 098-866-6474	沖縄県
商務流通保安グループ 電力安全課 電話 : 03-3501-1742	全国 (自家用電気工作物の設置の場所が二つ以上の産業保安監督部の管轄区域にある場合)

7. ホームページアドレステーブル

名 称	ホ ー ム ペ ー ジ ア ド レ ス
北海道産業保安監督部	http://www.safety-hokkaido.meti.go.jp/
関東東北産業保安監督部 東北支部	http://www.safety-tohoku.meti.go.jp/
関東東北産業保安監督部	http://www.safety-kanto.meti.go.jp/
中部近畿産業保安監督部	http://www.safety-chubu.meti.go.jp/
中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署	http://www.safety-chubu.meti.go.jp/
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	http://www.safety-kinki.meti.go.jp/
中国四国産業保安監督部	http://www.safety-chugoku.meti.go.jp/
中国四国産業保安監督部 四国支部	http://www.safety-shikoku.meti.go.jp/
九州産業保安監督部	http://www.safety-kyushu.meti.go.jp/
那覇産業保安監督事務所	http://www.safety-naha.meti.go.jp/
商務情報政策局 商務流通保安グループ	http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/index.html

